

保育における器楽教育の導入

細田 淳子

(平成7年9月27日受理)

Introduction of musical instruments to nursery education in Japan : A historical explanation

Junko Hosoda

(Received September 27, 1995)

1. はじめに

現在の日本のほとんどの幼稚園や保育所には、子どもたちが使用するためのカスタネット、タンブリン、すず、トライアングル等のリズム楽器が備えてある。また、保育者が歌の伴奏用に使用するためのピアノ、オルガン、電気ピアノなども備わっている。

そういった楽器の使い方は様々であり、子どもたちが日常生活の中で自由に音を出して遊んでいるところもあれば、音楽会等の行事で器楽合奏をするためにリズム楽器を使っているところもある。最近、器楽合奏の技術に傾いた指導に対して、それを問題視する声が多く聞かれるようになってきたが、その点については、稿を改めて述べることにしたい。平成2年に施行された現在の『幼稚園教育要領』の中には、第2章ねらい及び内容一領域「表現」2内容の(6)に「音楽に親しみ歌を歌ったり簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。」とある。⁽¹⁾

確かに器楽による演奏は、歌唱だけでは表現できない多様な音色と幅広い音量や速度などの表現の可能性がある。どのような楽器をどのように使うかによって、本当に音楽を楽しむ事ができ、音楽が好きな子どもが育つかどうかが決まってくる。

西洋の音楽が我が国に導入されて130年になろうとする今日、保育における器楽教育の歴史を振り返って、その在り方を見直す良い時期だと考える。しかし、明治以後の器楽教育の歴史に関する先行研究は、ほとんど見当たらない。明治以後の幼児音楽教育に関する先行研究は多いが、その視点が唱歌教育に限られているためである。

家政学部 児童学科 音楽表現研究室

子どもが心から楽しめる楽器とはどのようなものなのだろうか。年齢によってもそれは違うであろう。タンブリンやカスタネットなど既存のリズム楽器に捉われないで、あらためて考えてみる必要がある。叩くものが良いのか、振って音の出るものが良いのか、大きさ、重さ、扱いやすさまでを含めて再考したい。そして、保育の中でどのようにそれらを使用することが、子どもの心の育ちを助け、表現しようとする気持ちを伸ばすことに繋がるのかを研究したい。

本論は上記の目的のための第一段階の研究である。なぜ我が国ではピアノやオルガンを歌の伴奏に使い、タンブリン、カスタネット、すず、トライアングル等の楽器が子どものものとして保育現場で一般的になっているのか、それは、いつから、どのような形で導入されたためなのかを明らかにするものである。

2. 明治時代の幼児音楽教育

2-1 我が国への洋楽器の導入

我が国では、明治時代以前に西洋の楽器を目にするのは非常に少なかった。1549年フランシスコ・ザビエルの来着以後、キリシタン音楽が一部で導入され、ピアノの前身のクラヴィオやオルガンが持ち込まれたという記録がある。⁽²⁾ しかし、日本のキリスト教徒が洋楽の担い手となることはなかった。また、わずかに江戸時代の『浮世絵』の中に、トライアングルや、太鼓、笛、等を鳴物として使用している見せ物巡業師の姿を見出すことができる。⁽³⁾

つまり、ほとんどの日本人にとっては、明治まで西洋の音楽や楽器は聞いたことも、見たこともなかったのである。本格的に西洋の楽器が日本に導入されたのは、明

治になってからであり、その中心になったのは明治政府が設置した音楽取調掛であった。

音楽取調掛の中心人物、井沢修二(1851～1917)が呼び寄せた西洋音楽教師のメーソン(Luther Whiting Mason, 1828～1896)は、明治13年に来日した。彼は、来日時にバイエル教則本等と共にピアノを10台程日本に送っている。⁽⁴⁾ ピアノ、オルガンなどは他にも宣教師らによって次々と、我が国に運びこまれたようである。洋楽を組織的に強力に導入しようとしていた井沢修二らが、当時音楽教育、とりわけ器楽教育に関してどのような考え方をもっていたのかを知る資料がある。それは明治17年に井沢らが提出した『音楽取調成績申報書』である。この内容は、「邦楽と西洋音楽との比較」、「音楽教育の効用」など大きく四つの部分に分かれている。その第三の部分「教育の実際」について書かれている中に「楽器試製改造及び模造の事」、「学校用楽器の適否研究の事」という楽器に関する二つの項目がある。⁽⁵⁾ ここで井沢らは、笙、風琴、ヴァイオリン、胡弓、月琴などを試作しているが、よい材料が入手できないことや、西洋の音楽に調弦、調律することが困難であった事などにより、非常に苦心している。我が国初のオルガンはメーソンの指導により、音楽取調掛が明治14年に製造した。⁽⁶⁾ しかし、全国の学校に普及させるべき楽器というものは、結局見出せずに、この項を次のように結論づけている。

「故に今日の位地に在ては、先ず琴及び胡弓の改良せるものを、用い、可成は風琴を備えて其全功を期するを善とす。然れども猶該唱歌に用うべき適當の楽器を製出せんことは、本掛に於て日夜苦辛するところなり。」⁽⁷⁾

ここで彼らが模索している楽器というのは、唱歌に用いるための、つまり伴奏或いは音程を取るためのものであり、教師が使用するもののことであった。当時はまだ子ども自身が楽器を手に持ち、リズムを叩く等という発想は、生まれていなかったことがわかる。とにかく唱歌教育が音楽の全てであった。

2-2 明治の幼稚園における音楽教育

我が国最初の幼稚園は1876年(明治9年)に東京女子師範学校付属幼稚園において始まった。同園の明治10年の保育時間表を見ると、第一ノ組(5歳児)から第三ノ組(3歳児)まで、全園児が同時刻に、つまり木曜日の室内会集後の30分間、唱歌を歌っていたことがわかる。⁽⁸⁾

1日4時間の保育時間のうち、1.5時間を毎日遊戯に充てていた事に比べて、唱歌は、僅か週1回の30分間だけであった。

しかし、4年後に『保育科目』が改正されると、新しい保育課程表の中で唱歌は、遊戯と同様に毎日行なわれるようになってきている。この『保育科目』の中に唱歌に関する項がある。「十九 唱歌ハ保母ノ唱フル所ニ放ヒ容易クシテ面白キ唱歌ヲナサシメテニ楽器ヲ似テ之ヲ和シ自ラ其胸ヲ開キテ健康ヲ補ヒ其心情ヲ和ケテ徳性ヲ養ハンコトヲ要ス。」⁽⁹⁾ もちろんここで言う楽器は、ピアノやオルガンのことであろう。

明治初期創設の幼稚園の中で、現在も当時の資料を多く持つという点で注目し値する幼稚園が、大阪の愛珠幼稚園である。創設当時の楽器については次のような記録がある。

「明治十三年五月、現下幼稚園唱歌用ノ楽器ハ総テ外国ニ購求スベケレバ本園開園ノ期ニ迫リケレド未ダ之レヲ購フヲ得ズ故ニ十三琴笏拍子ヲ代用シ日々保母ニ練習セシム(以上「愛珠園史」より.)」⁽¹⁰⁾

「十六年六月前月びやのヲ購シ此日初メテ之ヲ用フ爾後唱歌ハ本器ヲ専用ス(以上「沿革史」より.)」⁽¹¹⁾

ピアノの他にもヴァイオリン(ドイツ製)、アコーディオン、オルガン、そして日本古来のものとしては、和琴、義甲、調子笛、笏拍子、胡弓などが創設当初用いられていた。⁽¹²⁾

明治32年の文部省令による『幼稚園保育及設備規程』の第7条「幼稚園の設備ハ左ノ要領ニ依ルヘシ」の三番目に「恩物、絵画、遊嬉道具、楽器、黒板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器、其他須要ナ器品ヲ備フヘシ」とあり、幼稚園に唱歌を伴奏するための楽器(オルガン、ピアノ)を備えることを文部省が規定するほどになったことがうかがえる。⁽¹³⁾ (下線は筆者による)そして全国的にピアノ、オルガンは各幼稚園に普及したと思われる。

明治も40年代になると、ピアノ、オルガン、ヴァイオリンなどがだいたい一般の人々の間にも広まってきた事をうかがわせる記述が雑誌等に増えてくる。例えば明治43年の『婦人と子ども』の中の記事に、「都会の到るところで三味線や琴の音を圧倒してバイオリンやオルガンの音がする。今や中流以上の家庭には欠く可らざるもの一つとなった。ピアノは高価なので上流家庭のみである。」と書かれている。⁽¹⁴⁾ バイオリンは帯一本より、指輪一個より安いとも書いてあるが、演奏はかなりむずかしかつ

たと思われる。単に所有することが流行したのかもしれない。

同じく『婦人と子ども』の中の広告ページに「シングルベルス」という名の新案玩具が、掲載されている。⁽⁴⁵⁾

これは、革に鈴が沢山付いて居て馬の前当の様になっている。これを首にかけると、手綱を持つ子とて、駆けて遊ぶものらしい。走れば鈴の音がして楽しいものだっただろうと想像するが、誰もこれを楽器と認識してはいなかったようである。

その他明治10年にラッパの玩具が作られ、同24年に輸入ハーモニカが売り出されたりした。⁽⁴⁶⁾ 明治30年代になり、バイオリンの伴奏で演歌が歌われるようになったことや、平盤レコードの制作が始まったことなどの記録もある。⁽⁴⁷⁾

以上の事から、明治期の保育現場における音楽教育は唱歌教育だけを意味していたことが判る。そして、輸入されたピアノやオルガンは唱歌の伴奏楽器としての地位を確立したと言える。現在保育室ごとに一台備えてある園が多いと言えるほど、ピアノやオルガンが保育現場に行き渡っている原因が、明治初期の文部省の方針ゆえであるということは非常に興味深いことである。

3. 大正時代から昭和時代初期の幼児音楽教育

3-1 大正の幼稚園における音楽教育

大正時代に入ると、第一次大戦後の好景気と自由な雰囲気の中で、レコードや蓄音機が普及していった。また、それまでの唱歌にあきたらない人々によって童謡運動がおこったり、律動遊戯やリトミックなどが保育界に取り入れられるようになった。その中でリズムの重要性に気付く人も現れるようになり、静止したまま歌うだけでなく、曲に合わせて身体を動かすことなどを始めた。

そのことは、「大正期の保育方法についての調査」からも理解できる。⁽⁴⁸⁾ それは、大正10年以前に創立されていて、調査時の昭和43年の時点でなお存続している幼稚園に対して行なったアンケート調査である。

愛媛大学教育学部付属幼稚園の回答に「当時は園外保育によくでかけた。小使いさんはオルガンを車に積んで野原までよく運んでくれた。」という、のどかなものがある。戸外であっても唱歌に伴奏楽器は必須であるという考えが行き渡っていたためであろうと思われる。

またフレーベルの恩物とモンテッソーリーの教具の使用が熱心に行なわれた所も多い。東洋英和幼稚園他いく

つかの園では、「リズム活動をした」と答えている。このリズム活動とは、ピアノの音楽に合わせて体を動かすことであろう。この頃になるとピアノやオルガンだけでなく蓄音機も使われるようになってきた。

大正13年になると倉橋惣三(1882~1955)によって外国(アメリカ)の保育カリキュラムが『幼稚園保育要目』として紹介された。⁽⁴⁹⁾ その第八章音楽の項には「歌のリズムを手拍子でとること。四拍子とか三拍子等の異つた速度を手拍子する事、トライアングル、大太鼓、手太鼓等の一隊と一緒にタイムを取ること。」などと記されている。さらに楽器に関しては曲想によって使い分けることまで細かく「——重い時には大小の太鼓を打ち、軽い時にはトライアングルを打つか、小太鼓を振るかする様な——」としている。

我が国では大正15年に『幼稚園令』が出され、⁽⁵⁰⁾ 『幼稚園令施行規則』が定められた。⁽⁵¹⁾ 第11条保母の試験検定の科目に含まれる音楽は、「唱歌、楽器使用法」となっている。また第19条の設備に関する項では「保育用具、玩具、絵画、楽器、黒板、机、腰掛、砂場等ヲ備へ其ノ他衛生上ノ設備ヲ為スコト」(下線は筆者による)と定められている。

倉橋惣三によって、外国ではトライアングルや手太鼓等を使って楽しんでいることが紹介されてはいたが、まだ国内では伴奏のピアノかオルガンを弾くことが保母の試験に課せられ、その楽器を園に備えることが求められていた。大正時代は子どもに何か楽器を持たせて楽しむこと等は、まだ行なわれていなかったことがわかる。

3-2 昭和初期の保育音楽

昭和に入るとリズム楽器が保育用品として、売られ始めた。

タンブリンについては、昭和3年に初めてドイツから輸入したものを模して試作し、その後製品化したという証言がある。残念ながら資料となるものは火事のため焼失してしまい残っていないが、現在日本の8割以上のタンブリンを制作している木工所の社長は、先代社長から当時の話として聞いたとしている。⁽⁵²⁾

当時の保育用品をあつかっていた『株式会社フレーベル館』の商品目録によると、タンブリンが初めて登場するのは、昭和9年の目録からである。その前の目録は昭和2年に出されているが、リズム練習用の楽器は楽隊用具として一揃い金貳拾圓で売り出された次の楽器であっ

た。[大太鼓、小太鼓、ラッパ、シンバル、三角鉄、笛]ここにタンブリンは含まれていない。⁽²³⁾

昭和9年のフレーベル館の『保育用品目録』にある楽器は楽隊用具とよばれる昭和2年版の6つの楽器にタンブリン(タンブーリンと記してある)を加えた7つの楽器であった。こちらの楽隊用具は1組¥18.00となっている。そして次のように解説し、楽隊用具の有効性を宣伝している。「リズムの練習の必要を高唱せらるること最近殊に甚だしく、幼稚園に於ては一課程とせらるる迄になりました。楽隊の用具は児童が無意識の間に鳴らしていても、ある一種のリズムを生じる。これは常に聞き慣れた楽隊のリズムが自ら発露するからであります。殊に、大太鼓、シンバル、トライアングルの如きは、此のリズムの練習に最も適して居ります。多人数が夫々調和されたるリズムを生ずるに至れば、益々此の目的が達成されるのであります。」⁽²⁴⁾

昭和6年に満州事変が勃発して以来我が国は、戦時体制になり、幼稚園に於いても軍歌を歌い、軍隊行進曲を演奏するようになっていった。

‘海ゆかば’の軍隊行進曲を演奏する京都の相愛幼稚園の子どもたちの写真の中には15人程が2列に並んで楽器をそれぞれ持っていることがわかる。⁽²⁴⁾指揮をする子と大太鼓、小太鼓が一人ずつ。タンブリンを左手に立てて持ち、3人が並んでいる。長めのひもの付いたかなり大きめのトライアングルを持って並ぶ子が2人確認できる。後の列の子どもがどんな楽器をもっているのかはわからない。子どもたちの口は開いていないが、メロディーは何で演奏したのであろうか。

4. 戦後の簡易打楽器導入

4-1 小学校の新音楽教育

戦争後は小学校の新音楽教育に簡易楽器を積極的に取入れ始めたことが、保育の現場にも大きな影響を与えることとなり、保育現場に簡易打楽器が、普及しはじめた。小学校でハーモニカ、木琴、タンブリン、トライアングル、上田友亀の考案によるハンドカスタ、千葉躬治の創始したミハルス(赤と青で塗りわけ上下をわかりやすく、ゴムを使用し、使い易くしたもの)、⁽²⁵⁾等の簡易楽器を導入した経緯などをここでは、概観したい。

戦争後、昭和22年4月より新学制が実施されたが、戦災を蒙った地方に於いては楽器や楽書が焼失し、これを整備することは容易でなかった。さらに、当時楽器会社

はみんな軍需工場にかえられて楽器の製造ができなくなっていた。それに対して文部省視学官の諸井三郎(1903~1977)は、立場上「占領下の国民であることを忘れず、不便はしのでいただきたい。」⁽²⁶⁾などと答えている。さらにその対策として「ある程度簡単な楽器、つまり玩具の少し発達したような程度のもので、子供自身が作ることをして器楽的な芽をつくって行きたいと考えている。」と座談会の席で述べている。⁽²⁷⁾

多くの音楽教育関係者は、本当はピアノやヴァイオリン等の純楽器をやりたいのだけれども、材料がない、予算がない、などの理由でやむを得ず簡易楽器をやると考えていたようである。それに対して上田友亀は「子どもには子どもの意義があって、子どもの生活に相応しいということで簡易楽器を考えなければならない」と主張した。⁽²⁸⁾これは、子どもの発達過程をよく考えての発言であるが、上田が子どもと言った時に、小学校低学年以下の幼児まで含めて考えていたかどうかはわからない。戦前、戦中から、器楽教育の推進に熱心だった上田は、「玩具の楽器を弄ぶこと程、自然で本格的な遊びは無い」ことや、「基礎能力の育成に役立つ」ことなどから、「新音楽教育に於ける主要課題は、器楽指導である」としている。⁽²⁸⁾

文部省が我が国で初めて器楽の教師用教科書「合奏の本」を作成したのも昭和23年のことであった。歌唱一辺倒からようやく抜け出したことがわかる。

4-2 戦後の保育における楽器

終戦後、幼児教育も内容が大きく変わり、音楽の中身も豊富になった。それは、昭和23年に刊行された『保育要領—幼児教育の手びき』のなかに詳しく示された。⁽³⁰⁾

6の「幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—」は12項目からなり、2—リズム、5—音楽として書いてある。

2—リズムでは大人の振り付けた遊戯を教えこむより、子どもが音楽を聞いて、リズムに合わせてからだを動かす自由な表現を重んじようとしている。5—音楽は(1)歌、(2)器楽(楽隊)、(3)よい音楽を聞くこと、の3つに分けて書いてある。(2)器楽(楽隊)のなかに具体的には子どもが手に持つ楽器の名前が次のように示されている。「楽器としては子供用の太鼓・小太鼓・シンバル・トライアングル(三角鉄)・笛・和音笛(口をつけるから衛生上注意が必要)・カスタネット・シロホンなどがあればこの上ない。もしなかったり、または数が少ない

ような場合は、有り合わせの材料で作るとよい。たとえば帽子箱で太鼓を、あきかんで、シンバルを、火箸でトライアングルを作る（一本の火ばしを糸でぶらさげる）。そのほか鈴は幼児の楽器の一つとして好適なものである（鈴は、六、七個を一つにまとめるか、輪切りにした竹に数個つけて用いる。）

この『保育要領』は法律ではないが、文書で示されたものとして我が国で初めて、簡易楽器の名前が具体的に示されたものとして「器楽教育導入の歴史」の上では、特筆すべきものと考え、そしてそれまで歌うことばかりだったものが、楽器を演奏すること、演奏を聞くこと、体を動かして踊ることが加えられたということに、最大の特徴がある。

代用楽器のアイデアについては、後に副島ハマが『保育要領』刊行の苦勞を思い出して「当時は手ごろなものなかったから」と座談会のなかで述べている。⁽³³⁾

当時は、戦後で物資が乏しく「楽器を演奏すること」と書いても、楽器の調達がむずかしい園が多いだろうと考えてのことであったようだ。

日本全体の音楽は、戦時中禁止されていた欧米の音楽が急激に流入して、明治初期と同様大きな影響を受け、大きく変化した。

幼稚園自体は、昭和20年代後半から30年代にかけて朝鮮戦争のもたらした好景気とベビーブームの影響で激増した。そして多くの保育現場に簡易楽器が徐々に普及していった。しかし、何月何日にその楽器を購入したというような記録は、明治のピアノ購入時と違って、見当たらない。それは、戦後のいろいろなことが、一度に変化した時期で記録を残すような余裕がなかったためと、簡易楽器自体の単価が安いものであったためであろうと考えられる。

昭和30年代になると、ハーモニカ、タンブリン、すず、トライアングル、小太鼓、大太鼓、カスタネットを使った器楽合奏の記録は大変多く目にする事ができる。例えば、すずとトライアングルと大太鼓で器楽演奏している子どもの写真や、2台のオルガンと40数名のハーモニカと木琴など4名による合奏の写真などを『写真集 幼児保育百年の歩み』のなかに見ることができる。⁽³²⁾ それは、それだけリズム楽器、簡易楽器と呼ばれる楽器が保育現場で一般的になってきたからに他ならない。

昭和31年の『幼稚園教育要領』では第2章幼稚園教育の内容のなかに「音楽リズム」が6領域の一つとして示

された。⁽³³⁾ (2)の「望ましい経験」として3「楽器をひく」では「カスタネット・タンブリン・たいこなど、いろいろなリズム楽器を使う。」いろいろな使いかたが示されている。（下線は筆者による）ここでは「リズム楽器」と呼んでいるが、同じく昭和31年文部省令として出された『幼稚園設置基準』では、第10条4-「ピアノ又はオルガン、簡易楽器、蓄音機及びレコード」（下線は筆者による）を幼稚園に備えなくてはならないとしている中で、「簡易楽器」と呼んでいる。⁽³⁴⁾ この『幼稚園設置基準』は平成7年4月に改正されるまで、長期にわたり有効であった。

昭和39年には文部省告示としての『幼稚園教育要領』が出された。⁽³⁵⁾ ここでも領域「音楽リズム」のなかで「カスタネット、タンブリン、その他の楽器に親しむ」としてリズム楽器を自由にひかせるようにと書いてある。

また、この頃、海外からいくつかの新しい音楽教育の考え方が日本に紹介された。中でも器楽教育に関係のあるものとしては、昭和37年に西ドイツのカール・オルフ（Carl Orff 1895～1982）の音楽教育が紹介された。一時は大きなブームになったが、その教育理念が広く日本の教師に理解されるには至らなかった。オルフは子どものための楽器をよく研究し、必要な鍵盤だけのせれば良い木琴などたくさんの楽器を考案し、その楽器を使って即興演奏や合奏を作りあげる考え方などを紹介したのである。

4-3 現代の保育現場における器楽

日本中の園にピアノかオルガン、もしくは、電子鍵盤楽器がいきわたっている。そしてそれらは、相変わらず保育者が歌や身体表現の伴奏をするとき等に使われている。子どものためのものとしては、昭和初期から変わらず、タンブリン、すず、カスタネット、トライアングル、大小の太鼓などが必ず備えてある。⁽³⁶⁾ さらにギロ、ウッドブロック、拍子木、マラカスなどを使用している園もある。メロディー楽器としては、戦前、戦後に流行ったハーモニカに代わって鍵盤ハーモニカが多く使われている。これも小学校で使われ始めたものがすぐに幼児の方まで普及してきたものである。新しい『幼稚園教育要領』は平成2年より施行され、「表現」という領域のなかで幼児の器楽教育も考えられ、行なわれ始めている。⁽⁴⁾ その他、鼓笛隊の指導をしている園もあるがそこではさらに鼓笛用の楽器が、多数揃えられている。

5. おわりに

明治のはじめから、我が国の幼児教育現場にどのようなようにして、どんな楽器がいつ頃導入されてきたのかを概観してきた。

日本で、子どもと歌をうたうときの伴奏楽器がピアノであることが、これほどまでに定着している理由が明治の文部省の強い指導にあったことがわかった。それ故、今でも幼稚園教諭や保育士の資格を取るためにはピアノが弾けないといけないことになっている。例えばオーストリアの保育士の資格を得るのにギターか、リコーダーが課せられていることと、いろいろな面で大きな違いを感じる。

簡易楽器に関しては、大正時代や昭和初期にも一部で使われ初めてはいたようだが、保育現場に一齐に普及したのは戦後のことだったようで、身近の年配の保育者たちの証言と一致した。そしてその頃は戦後の物資のない時代であり、なんとか手に入るもので子どもたちに簡単な楽器をとということで導入されたものだった。

しかし現在は全く違う状況にある。物質的には非常に恵まれ、音環境は電子音や様々な騒音など当時は耳にすることもなかった音が生活の中に溢れている。子どもたちが日常耳にする音楽の種類も質も全く違っている。

われわれ大人は、これまで子どもの楽器に対してあまり注意を払わずに、保育を行なってきた。音質の善し悪しについても、子どもの手の大きさにとつての使い易さについても、深く考えることをせずにはいたと思われる。どんなリズムが叩けるか、こういうリズムを覚えるにはどんな練習をしたらよいか、といったことばかりに注意を向けていたのではないだろうか。

行事のための合奏、大人に見せるための合奏ではなく、日常保育のなかで歌いながら、踊りながら楽しめる楽器遊びが本来の幼児音楽の姿であると思われる。幼稚園教育要領を持ち出すまでもなく、保育における器楽は子どもたちの自由な「表現」を引き出すための楽器遊びでなければならない。

本論により保育における楽器の導入の歴史が概ね明らかになった。今後の課題としては、「子どもが心から楽しんで表現することのできる楽器とはどんなものであるか」を子どもの発達や楽器の特徴を見極めながら研究していきたい。

尚、本論は第48回日本保育学会に於いて口頭発表した

「幼児にふさわしいリズム楽器——タンブリンを一例として」の一部を基にしている。また、本論に対して本学阿部明子教授より貴重なコメントを頂いた。記して感謝の意を表したい。

〈注〉

- (1) 『幼稚園教育要領』文部省告示第23号平成元年4月1日 1989
- (2) 山住正巳校注、井沢修二『洋楽事始—音楽取調成績申報書』解説 p.332東洋文庫188 平凡社1971
- (3) 國安画の浮世絵「駱駝之之圖」文政4年
〔文政4年に牡牝二頭のラクダが阿蘭陀商人の手で長崎へ渡来し、見世物として巡業した。〕
- (4) 森節子「明治のバイエル導入とその周辺」『ムジカノヴァ』7月号 p.31東京音楽アカデミー1978
- (5) 前掲書(2) pp.280~287
- (6) 浜野政雄「音楽教育の歴史」『子どもと音楽』1巻 p.45同朋社1987
- (7) 前掲書(2) p.287
- (8) 日本保育学会著『日本幼児保育史』第一巻 pp.95~96フレーベル館 1968
- (9) 前掲書(8) p.100
- (10) 及び(11) 前掲書(8) p.154
- (12) 前掲書(8) p.154
- (13) 『幼稚園百年史』p.505ひかりのくに1979
『幼稚園保育及設備規程』明治32年6月28日文部省令第32号
- (14) 礫々生「バイオリンの話」『婦人と子ども』第十巻第九号 p.25 1910(明治43)
- (15) フレーベル館新案玩具 『婦人と子ども』第十巻第七号最終広告ページ1910(明治43)
- (16) 藤本浩之輔著『聞き書き 明治の子ども遊びと暮らし』ラッパの玩具が作られたのは1877(明10) p.520 輸入ハーモニカが売り出されたのは1891(明24) p.525 本邦書籍 1986
- (17) 前掲書(16) 平盤レコード制作開始は1901(明34) p.529
- (18) 前掲書(8) 第三巻 pp.121~124 1969
- (19) 岡田正章監修『大正昭和保育文献集 第2巻』pp.311~413日本らいぶらり1978『幼稚園保育要目』萬國幼稚園協會案、日本幼稚園協會譯、倉橋惣三郎、教文書院 大正13年1923

- (20) 前掲書(13) p.512「幼稚園令」大正15年4月22日勅令第74号
- (21) 前掲書(13) pp.513~515「幼稚園令施行規則」大正15年4月22日文省令第17号
- (22) 野上木工株式会社代表取締役 野上武社長の証言「ヤマヨタンプリン」が商品名
- (23) 『保育用品目録』(株)フレーベル館1927及び1934
- (24) 基督教保育連盟編『日本キリスト教保育八十年史』p.86のあとのグラビアページ1966
- (25) 黒沢隆朝著『図解世界楽器大事典』p.48雄山各閣出版 1972
- (26) 諸井三郎「今後の音楽教育」『教育音楽』6月号第2巻第2号 p.9 教育音楽家協会編集1947(昭和22)
- (27) 諸井三郎 座談会「新音楽教育を語る」『教育音楽』7月号 第2巻第3号 p.8 1947
- (28) 上田友亀 座談会「簡易楽器指導の方向」『教育音楽』5月号第3巻第5号 p.3 1948
- (29) 上田友亀「新音楽教育を動かす楽器指導」『教育音楽』7月号第2巻第4号 pp.10~13 1947
- (30) 前掲書(13) pp.533~627保育要領一幼児教育の手びき一昭和23年3月
- (31) 前掲書(8) 第6巻 p.258副島ハマ「保育要領の刊行の回想」山下俊郎, 多田鉄雄, と共に. 1975
- (32) 保育学会編『写真集 幼児保育百年の歩み』1981
- (33) 前掲書(13) pp.627~643「幼稚園教育要領」昭和31年2月7日刊1956
- (34) 前掲書(13) pp.643~645「幼稚園設置基準」昭和31年12月13日文部省令第32号 1956
- (35) 前掲書(13) p.658「幼稚園教育要領」昭和39年3月23日 文部省告示第69号 1964
- (36) 鎌田弘子「保育カリキュラムのための基礎資料」第6章問い7「日ごろ, 保育の中でよく取り入れている楽器」の調査結果によるとカステネット, すず, タンバリン, トライアングル, 太鼓, 鍵盤ハーモニカの順に多く取り入れている. サンマーク出版 1987

Summary

Most Japanese kindergarten and day care centers are equipped with a piano, an organ or an electric keyboard. Teachers in kindergarten and day care centers are supposed to use these instruments to accompany the children when they sing or do physical expression. On the other hand, children use other musical instruments such as castanets, triangles, tambourines, ring bells and so on. Although these instruments are very popular in Japan, it has not been fully explored as to when and how these instruments were introduced to Japanese early childhood education. The author tries to answer these questions. It will be shown that these instruments were not chosen because they were suitable to the early childhood education of music. She reconsiders whether these instruments are really desirable for the musical education of children today.